

事業名	国営かんがい排水事業	地区名	みやがわようすいだいにき 宮川用水第二期
県名	三重県	関係市町村	いせし たきちょう めいわちょう おおだいちょう 伊勢市、多気町、明和町、大台町 たまきちょう ふたみちょう おばたちょう みそのむら 玉城町、二見町、小俣町、御園村
事業概要	○ 本地区は、三重県の中・南勢地域に位置し、宮川沿いに広がる伊勢市外 6 町 1 村にまたがる稲作を中心とした面積 4 , 6 8 1 h a の地域である。 ○ 当地域は農地が高位部に位置するため、江戸時代から幾度となく宮川からの取水を試みたが実現せず、溜池、井戸、天水に依存していた。しかし、ひとたび干魃に遭うと水争いが絶えず、水不足に悩まされる生産性の低い農業地帯であった。 ○ こうした状況下、国営宮川用水土地改良事業（昭和 3 2 年度～昭和 4 1 年度）等により、頭首工、幹線水路等が造成され、宮川からの農業用水の取水が可能となった。これを機に水田面積が増加したほか、ほ場整備の実施により生産性が向上し、三重県下でも有数の早場米、ネギ、イチゴ産地等へと発展した。 ○ しかし、宮川用水土地改良事業以降の営農形態の変化及びほ場整備の進展に伴う単位用水量の増大、地区内河川の水質の悪化等による用水利用可能量の減少、造成した幹線水路の機能低下等により、安定的な用水の確保が困難な状況となった。 ○ このため本事業では、地区内調整池の新設及び用水施設の改修等を行い、農業用水の安定的な確保と維持管理の軽減を図り、併せて関連事業として支線・末端用水施設の新設・改修及びほ場整備等を行うことにより営農の合理化と農業経営の安定を図るものである。 ○ 事業計画（変更計画（案）） 受益面積：4,681ha（水田 4,066ha、畑 615ha） 主要工事計画：調整池 1 箇所（斎宮調整池 V=2,000 千 m³）頭首工下流放流工（魚道形式）1 箇所、既設導水路 15.4km、用水路 23.8km 国営総事業費：49,400 百万円（平成 14 年度単価） 工期：平成 7 年度～平成 22 年度予定		
評価項目	【事業の進捗状況】 ○ 本事業は平成 7 年度に着工し、平成 16 年度末までの事業費ベースでは、232 億円（総事業費 494 億円に対して 47.0%）、事業量ベースでは、幹線用水路等 19.9km（幹線用水路等総延長 39.2km に対して 50.8%の進捗）となっており、工期から見て事業費、事業量とも概ね順調に推移している。 ○ 平成 16 年度には事業計画の見直しを行い、現在、土地改良法に基づき手続きを行っているところであるが、これを機により一層の事業管理の徹底を図っているところであり、事業完了に向け順調に進捗するものと見込まれる。 【関連事業の進捗状況】 ○ 平成 16 年度末における関連事業（35 地区）の進捗状況は、15 地区が完了し、進捗率は約 16%であるが、国営事業の進捗からは遅れている状況にある。 ○ こうした状況を解消するため、国営事業計画の見直しに合わせて、未着手 20 地区については、順次採択、実施できるよう、関係機関、地元と十分調整を図っているところであり、計画的な進捗が見込まれる。		

評	【社会経済情勢の変化】 (1) 社会情勢の変化 ○ 本地区の関係市町村全体の人口は、平成12年は平成7年に対し99.8%となっている。 ○ 産業別就業人口は、平成12年は平成7年に対し、第1次、2次産業は減少し、第3次産業は増加している。 ○ なお、市町村合併は、伊勢市、二見町、小俣町、御園村の合併(H17.11 予定)、多気町と勢和村の合併(H18.1 予定)、大台町と宮川村の合併(H18.1 予定)が見込まれている。
価	(2) 農業情勢の変化 ○ 基本指標の推移 ・ 本地域の耕地面積は、平成12年は平成7年に対し93.7%となっている。 ・ 農家数は、平成12年は平成7年に対し709戸減少しているが、専業農家は89戸増加している。また認定農業者も増加している。 ・ 利用権設定面積も順調に増加し経営規模3.0ha以上の農家数も増加している。また全体の農業用機械保有台数は減少するなか、30ps以上のトラクターの保有台数は増加しているなど、農家経営規模は拡大傾向を示している。 ○ 地域の農業情勢 ・ 本地域は、宮川用水第一期事業を契機に、早場米の産地として確立されており、全国早場米市場での流通量シェアは西日本で上位にある。三重県の中心を担っている。 ・ さらに、ネギは野菜産地指定を受け、イチゴは県全体の作付面積の約3割を占める等、県内を代表する産地であり、県平均を上回る戸当たり生産農業所得を達成している。
項	○ 今後の展望 本事業により、かんがい用水の安定的な確保がなされれば、現在の優良な農業経営が将来に亘って継続されることが見込まれる。 「三重県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を基本として、「米政策改革大綱」により、すべての受益市町村において「地域水田農業ビジョン」が策定されていること、さらに新たな食料・農業・農村基本計画の施策を踏まえた、担い手の確保と農地の利用集積を推進し、地域農業の振興を図ることなどが示されており、今後も担い手を中心に地域農業が発展することが見込まれる。
目	【事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無】 ○ 本事業は、事業計画の見直しを行っているところであり、重要な部分の変更の必要性はない。 【費用対効果分析の基礎となる要因の変化】 ○ 本事業は、事業計画の見直しを行っているところであり、その中で費用対効果の分析を行っている。 総 便 益 (B) 73,357 百万円 総 事 業 費 (C) 71,307 百万円 費用便益比 (B/C) 1.02 注) 総便益、総事業費には関連事業を含む。

評 価 項 目	【環境との調和への配慮】 ○ 環境との調和に配慮し土地改良事業を推進するため、「東海農政局環境に係る情報協議会」を設置し、専門家及び学識経験者の意見や助言を得ながら、環境配慮に努めているところである。 ○ 具体的な取組みとしては、斎宮調整池建設に伴う環境に対する影響の評価を自主的に実施しており、小池・浅瀬の存置、植物の移植を行うなど、動植物の生息・生育環境への影響軽減に努めることとしている。 ○ また、暗渠化した水路上部の一部については、地域住民の憩いの場となるように、その活用・管理方法等について、地域住民と施設管理者等と一体的な検討・調整を進めている状況にあり、今後も地域住民と一体となって積極的な取り組みを行うこととしている。 【事業コスト縮減等の可能性】 ○ 事業コスト縮減の取組みは、既設構造物内の中にパイプを布設する工法の採用、コンクリート廃材等を建設副産物として再利用等を行い、コスト縮減に努めている。 ○ 今後も引き続き新技術・新工法等の採用を行い、一層のコスト縮減に取り組むこととしている。
	【関係団体の意向】 ○ 関係団体は、事業効果の早期発現が図られるよう、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業進捗、事業管理を徹底し、事業の早期完了を要望している。 ○ 土地改良区及び一部町からは、事業実施に当たり、維持管理の軽減、幹線水路上部の環境配慮及び用水路等の安全対策に努めることを要望している。
	【評価項目のまとめ】 ○ 本地域は、宮川用水第一期事業を契機に、全国的にも早場米流通量の上位を占める早場米産地として確立され、ネギの指定産地やイチゴの産地として三重県でも代表的な農業地帯と発展している。 ○ 国営事業の進捗状況は、平成16年度までの事業量ベースで約50%、関連事業は約16%である。関連事業は遅れている状況のため、国営事業計画の見直しと合わせて関係機関等と調整が図られており、計画的な進捗が見込まれる。 ○ 地域の農業情勢は、耕地面積や農家数が減少しているものの、大規模農家は増加傾向を示し、担い手と農地利用集積が進んでいる。「三重県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び「地域水田農業ビジョン」や新たな食料・農業・農村基本計画の施策により、担い手の育成、地域農業の活性化を図ることとされている。今後も担い手を中心として地域農業が発展することが見込まれる。

- 本事業は、関係団体も事業効果早期発現のため、早期完了を望んでおり、平成１６年度には事業計画の見直しを行い、コスト縮減及び環境との調和への配慮などに努め、事業推進を図っている。

【第三者委員会の意見】

本地域は、明治に入るまで伊勢神宮の神領地であった。伊勢神宮には、日本国民の主食を米と定め、稲作を日本国の基盤とするよう命じた稲作の神様、天照大神が祀られており、また、「お伊勢参り」は全国各地の稲の品種、稲作技術を集積し発信する役割も果たし、本地域は永らく日本の稲作農業のメッカであった。

しかしながら、本地域の水田は天水頼みで生産性が低かったため、これを抜本的に改善すべく昭和３２年から昭和４１年にかけて国営宮川用水土地改良事業が実施され、宮川の流水を安定的に確保することによって本地域は一大穀倉地帯に生まれ変わった。

その後約４０年の間に、ほ場整備事業が積極的に推進されたことから米の生産性は更に向上するとともに、水田の汎用化による米以外の作物生産も盛んとなり特にネギ、イチゴは県下でも有数な産地に育った。

しかしながら、米については、収益性確保のため早場米としての産地化が進んだことから水需要の前倒しと集中化による用水不足が顕在化するようになり、用水施設については、老朽化による漏水事故等で維持管理費の増嵩を来すようになった。

この状況を改善するため、地区内に調整池を新設して用水不足を解消するとともに、老朽化した用水施設の全面的な更新を行う本事業の実施は、昭和に行われた事業の社会資本ストックとしての更新・改良、地域農業の持続的発展を図るため、時宜を得た公共投資と評価される。

本事業は、平成７年度に着手し約５割の進捗を見ているが、現在近年の営農形態の変化に伴い事業計画の変更（事業量の増減、事業費の増、事業工期の延長、関連事業の実施など）を行っているところである。

本委員会の議論の過程で各委員から次のような指摘がなされた。

- 事業量が減じたにもかかわらず事業費の大幅増を招いていること、事業工期が延長されたこと、関連事業の事業化も必ずしも十分なものとなっていないこと等、事業効果の発現において多くの課題を有している。
- 地域農業や国の新たな基本計画の方向を勘案した担い手の育成確保、農地の有効利用など中長期の発展方向が明確になっていない。
- 事業全体では妥当投資額が総事業費を上回っているものの、農業生産の評価、農村の振興や多面的機能などの各項目について効果を認められながらも十分に評価されないものが存在する。

このようなことから本委員会では次の意見を提案するものである。

- 速やかな事業展開が事業効果の発揮につながることから、関連事業の迅速な事業化を進めるべきである。さらに、コストの縮減は言うまでもなく、環境との調和に配慮しつつ社会・農業情勢の変化に柔軟に対応した事業実施につとめ、効果的かつ効率的な事業推進を行う必要がある。

- 事業効果を確かなものとするため、担い手の創成や農地の利用集積など地域の農業施策と十分な連携を図り、中長期の持続的な発展方向に沿って関係機関が一体となって施策の誘導を図っていくべきである。
- 本事業のような大規模土地改良事業においては、農村の多面的機能（地域農業を維持することにより、景観・生態系の保全、地下水涵養、農村文化の継承など）に十分配慮した工法を採用するとともにその効果算定にあたっては適正な手法を開発されたい。
- 本件に限られることではないが、更新効果の量を再建設費とする算定方法は一般には分かり難いので納得の得られやすい新たな算定基準が提示されるべきである。
- 事業量の変更や、工法の見直し内容などについての説得力をもったわかりやすい説明を行うことが事業実施者の責務であり、事業に係わる情報を地域住民等へ積極的に発信することによって事業の透明性を確保するよう努められたい。

最後に、本事業により水の安定確保が実現されれば、本地域は、日本一きれいな水質という他にはない特長を活かして、日本の稲作の原点という歴史的背景と「うまし国」伊勢の国の米蔵を支えるという視座に立ち、これからの日本の米政策改革をリードする地域としてその役割を期待するものである。

【事業の実施方針】

事業計画の変更手続きを早急に了するとともに、環境との調和や多面的機能の発揮に配慮し、コスト縮減に努め、早期の事業効果発現に向け効率的に事業を推進する。

事業の推進にあたっては、社会・農業情勢の変化に柔軟に対応し、関係機関等と一体となり関連事業の迅速な事業化を促進する。併せて、新たな食料・農業・農村基本計画等中長期の持続的な発展方向に沿って、担い手育成・確保、農地利用集積の促進など地域の農業施策を確実に進める。